様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年11月 7日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあいすたいる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アイスタイル  （ふりがな）よしまつ　てつろう  （法人の場合）代表者の氏名 吉松　徹郎  住所　〒107-6034  東京都 港区 赤坂１丁目１２番３２号  法人番号　1010401057595  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ビジネスの考え方  ②　@cosmeの進化 | | 公表日 | ①　2018年11月30日  ②　2018年11月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アイスタイルホームページ istyleについて＞ビジネスの考え方  　https://www.istyle.co.jp/about/business-concept/  　記載箇所：ビジネスの考え方  ②　アイスタイルホームページ istyleについて＞ビジネスの考え方＞@cosmeの進化  　https://www.istyle.co.jp/about/business-concept/keyword4/  　記載箇所：@cosmeの進化 | | 記載内容抜粋 | ①　ビジネスの考え方  アイスタイルが創業した1999年は、今のように「ビッグデータ」という言葉は存在すらしていません。しかし私たちは、その頃から「データ」に注目し、化粧品のクチコミサイト@cosmeをスタート。それ以来、20年以上にわたり生活者の消費行動を一気通貫して分析できるデータベースを構築してきました。  そのデータベースを核に、現在では@cosmeは化粧品業界共通のマーケティングプラットフォームへと進化。更にはメディア、EC、実店舗という3つのビジネスを融合した世界的にもユニークなビジネスモデルを確立しました。  これからは、国内外を問わず、コスメからビューティー全体へと領域をひろげ、美容に関わるあらゆるモノ・コト・ヒト・場所をつなげていきたいと考えています。  見据える先は、「生活者中心の市場創造」。私達アイスタイルが掲げるビジョンの実現を目指します。  ②　@cosmeの進化  アイスタイルは、日本で流通するあらゆる化粧品のユーザーのプロフィール、行動データ、クチコミデータ、公式通販サイト（@cosme SHOPPING）や化粧品専門店（@cosme STORE）での購買データも含めたビッグデータを20年以上にわたって構築してきました。そして現在@cosmeは、化粧品業界共通のマーケティングプラットフォームとして唯一無二の存在へと進化しつつあります。  アイスタイルのビジネスモデル  (1) 商品を軸にユーザーとブランドがつながることができる  (2) 商品購入者と@cosmeを通じてつながることができる  (3) ECに加え、店舗でのお客様とつながることができる  (4) EC、店舗での購入実績が伸びることが、プラットフォーム全体の価値向上につながる  今後は、ブランドだけでなく、店舗や美容のスペシャリストなど、美容に関わる全てのモノ・コト・ヒト・場所を繋ぐプラットフォームへと領域を拡大させていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において決議した内容に基づき作成された文書である。  ②　取締役会において決議した内容に基づき作成された文書である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　事業の根底を支えるIT | | 公表日 | ①　2023年10月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アイスタイルホームページ CSR サステナビリティ＞事業の根底を支えるIT  　https://www.istyle.co.jp/csr/materiality/innovation/index.html  　記載箇所：ネットとリアルをつなぐプラットフォーム | | 記載内容抜粋 | ①　ネットとリアルをつなぐプラットフォーム  アイスタイルは、メディアである@cosmeの他に、化粧品のECサイトや、リアル店舗である化粧品専門店を展開しています。ネットとリアルをつないだプラットフォームを構築することで、ネット以外にもリアルでの行動データや販売データなどが蓄積されています。そして、それぞれのデータに共通IDを紐づけることで一気通貫した行動分析を実現しました。ユーザーの嗜好性やトレンドなどが可視化され、ユーザーに寄り添ったコミュニケーションが可能となり、これをSaaSとしてメーカーに提供しています。これからもユーザーとメーカーとのエンゲージメントを高め、業界の発展に貢献していきたいと思います。  ネットとリアルをつなぐプラットフォームの具体的な戦略として以下の取組みを行っております。  ・次の時代に向けたDX推進  アフターコロナにおいて社会が大きく変革したなか、ユーザーとブランド、リアルとネットをつなぐプラットフォームとして、DXによる新たな価値創出に取り組んでいます。  ・顧客体験のDX推進  自社のプラットフォームや美容分野における様々なアセットを活用し、オンラインでも豊かな顧客体験の提供を目指すべく、顧客体験のDXを推進しています。  そのひとつとして、プチプラからデパコスまで幅広い商品知識を持つ美容のプロである@cosme現役美容部員が1:Nで商品紹介を行う「LIVESHOPPING」、「オンライン体験会」などのオンラインサービスを展開しております。  ・共通カウンセリング台帳  非対面接客が進むにつれ、「オン／オフラインを横断した形での顧客データの管理」や「カウンセリング内容の管理共有に向けたツール」、「化粧品専門店/ドラッグストアを巻き込んだ形の非対面接客の実現」などのニーズが高まるなか、これらを解決する総合的なソリューションとして店舗・ブランドを横断したオンラインの「共通カウンセリング台帳」を開発。オンライン美容部員時代を見据え、DXでしか成しえない体験価値の提供に注力しています。  ・新しい出会いの接点「コスメサンプルスタンド」  @cosmeのアプリをかざすと、お一人様1日1回、好きなサンプルが無償でもらえる自動販売機を西の大型旗艦店「@cosme osaka」に導入。アプリ情報によるID特定で誰がどのサンプルを取得したかを把握でき、購買前後のユーザー行動であるカスタマージャーニーを可視化します。従来のようにサンプルを無作為に配布するのではなく、データと紐づけることでブランドのマーケティング活動に資する情報へ昇華させ、ユーザーとブランドのより豊かな出会いの創出をDXで推進してまいります。  ・アライアンスによる新しい価値の創出  アイスタイルが持つプラットフォームやデータベースと、他企業が持つアセットを掛け合わせることで今までにないソリューションを創出し、業界の課題解決を目指してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において決議した内容に基づき作成された文書である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　事業の根底を支えるIT  　記載箇所：推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　DXを事業戦略の中心に据え、経営者の強いリーダーシップのもと推進体制を構築しています。  開発・研究などを主幹とするテクノロジー部門に加え、社内の情報システム整備を推進するコーポレートIT室を設置し、全社的なDXを推進する体制にしております。  また、最新のIT技術の導入や研修を実施することで、DXを推進するための人材育成・確保を進めてまいります。  具体的には、以下のDX推進に関する取り組みを行ってまいります。  ・データサイエンティストの育成  ・データマーケティングのプロトタイプ構築  ・AI技術の研究開発  ・データ活用におけるオープンイノベーション型研究開発  ・社内DXを活用したクライアント向けソリューション開発  さらに、社内部門だけでなく新しい価値創出に向けて他企業との連携にも注力しています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　事業の根底を支えるIT  　記載箇所：推進体制 | | 記載内容抜粋 | ①　今後もより一層強化していくために、最新のIT技術の導入や研修を実施することで、DXを推進するための人材育成・確保、環境整備を進めてまいります。  具体的には、以下のDX推進に関する取り組みを行ってまいります。  ・データサイエンティストの育成  ・データマーケティングのプロトタイプ構築  ・AI技術の研究開発  ・データ活用におけるオープンイノベーション型研究開発  ・社内DXを活用したクライアント向けソリューション開発  DX推進に関する取り組みを行うことで、  ・クライアントへの提供サービス強化  ・利便性の高いユーザー向けサービスの提供  ・より高効率な社内における業務遂行  　を実現してまいります。  これにより、ネットとリアルをつなぐプラットフォームとしての価値を更に向上してまいります。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2023年6月期通期決算および2024年6月期事業計画について | | 公表日 | ①　2023年 8月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　アイスタイルホームページ IR投資家情報＞IRライブラリー＞2023年6月期通期決算および2024年6月期事業計画について  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3660/ir\_material\_for\_fiscal\_ym3/140032/00.pdf  　P18　マーケティング支援サービスのKPI「コネクト」の推移 | | 記載内容抜粋 | ①　ユーザーとブランドのつながりを表す指標「コネクト」  ユーザーがブランドやブランドの商品に対して実施しているアクションをコネクトと定義し、ユーザーとブランドのつながりを表す指標としてKPI化。  価値化できていないコネクトを如何に価値化していくかが今後の鍵。  ログインユーザーの拡大とユーザーのアクションの活性化、契約ブランド数の増加を図ることで、価値化しているコネクトを拡大させる。  月間ユニークユーザーと価値化していくコネクト数の双方を伸ばすことで、＠cosmeの価値を高めていく。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2022年 9月 2日 | | 発信方法 | ①　第23回定時株主総会招集通知  　アイスタイルウェブサイト IR投資家情報＞IRニュース 第23回定時株主総会招集通知  　https://ssl4.eir-parts.net/doc/3660/ir\_material11/189967/00.pdf  　P1　株主の皆様へ対する代表取締役社長兼CEOメッセージ | | 発信内容 | ①　今後に向けて、先日発表したAmazon.com, Inc.との業務提携等によるECサービスの拡大、店舗においては未出店地域への進出やFC展開等の店舗網拡充により、さらなる小売事業の成長を目指します。  そして、この小売事業の成長に合わせて、購買をはじめとするユーザーデータの蓄積が一層進むことから、オンライン・オフラインを横断したユーザー行動の可視化とユーザーへのコミュニケーションという当社ならではの強みをさらに活かし、利益率の高い広告・マーケティングソリューション・販売促進サービス等からなるOn Platform事業の成長によって、連結営業利益の黒字化を図ってまいります。  ユーザー・ブランドから選ばれる国内最大級の美容プラットフォームとして存在感をさらに増していくことによって、引き続き成長を続けてまいりたいと思います。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2005年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 個人情報や機密情報など各種情報の保護や管理、適切な取り扱いを徹底するため、情報セキュリティ対策を行う専門部署を設置しています。  ・個人情報保護方針の策定  個人情報の適切な保護と管理徹底を目的とし、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」の規定に則り、個人情報の保護などに関する方針を策定しています。  プライバシーポリシーはhttps://www.istyle.co.jp/privacy/  ・不正アクセスの防止  第三者による不正アクセスおよびデータの不正利用を防ぐため、担当部署にて随時データを分析し、トラフィックを監視しています。情報漏洩を防ぎ、サービスを安心安全にご利用いただけるよう努めています。  ・データの暗号化  @cosmeでは、データを送受信する際に第三者に読み取られないよう、データを暗号化するSSL認証を導入しています。これにより、たとえ第三者に個人情報やパスワードなどのデータを傍受されても、内容の漏洩を防ぎます。  ・ヒューマンエラーの低減  情報セキュリティの強化には、従業員1人ひとりがその重要性を認識することが不可欠です。技術的な対策だけではなく、人為的なミスを防止するため、個人情報の取り扱いやウィルスメールの対処などの研修を全社員に対して実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。